

(旧特定労働者派遣元事業者の皆様)

福岡地区追加開催!

労働者派遣事業に係る許可申請説明会 開催のお知らせ (兼 参加申込票)

改正労働者派遣法が平成27年9月30日から施行され、すべての労働者派遣事業が許可制となりました。経過措置として、施行日時点で特定労働者派遣事業を営んでいる事業者は、平成30年9月29日までの3年間は労働者派遣事業を継続することが可能ですが、平成30年9月30日以降も継続して労働者派遣事業を営むためには労働者派遣事業の許可を得る必要があります。

福岡労働局では、下記により県内4地区(7会場)で説明会を開催いたします。是非ご参加くださいますようお願いいたします(参加は無料です)。

※福岡地区では、福岡合同庁舎にて毎月説明会を開催しております。福岡労働局HP等で確認のうえ、別途お電話にてお申込み下さい。

【開催日時・会場等】(裏面の参加申込票には、ご希望の日時の番号をお書きください。)

平成29年	北九州地区	筑豊地区	筑後地区	福岡地区
開催日時・会場	①9月4日(月) 13:30~15:00 八幡大宮(180席) 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10(本庁舎)	④9月12日(火) 13:30~15:00 飯塚公共職業安定所 大会議室(2階:50席) 飯塚市芳雄町12-1	⑤9月7日(木) 13:30~15:00 久留米公共職業安定所 大会議室(180席) 久留米市藤崎町1-1	⑦11月15日(水) 13:30~15:00 福岡合同庁舎新館 共用大会議室 (3階:180席) 福岡合同庁舎:福岡市博多区博多駅東2-11-1
	②9月6日(水) 13:30~15:00 行橋大宮(180席) 行橋市西宮市5-2-47		⑥9月20日(水) 13:30~15:00 大牟田公共職業安定所 大会議室(2階:30席) 大牟田市大正町6-2-3	⑧9月26日(火) 13:30~15:00 福岡合同庁舎本館 共用中会議室 (5階:100席)
	③9月25日(月) 13:30~15:00 小倉大宮(180席) 北九州市小倉北区菟崎町1-11	※北九州、筑豊、筑後地区、福岡地区の各会場とも、 <u>説明会開始30分前から受付</u> を行います。 ※各会場とも、 <u>原則、公共交通機関をご利用ください。</u> ※福岡地区では、上記以外にも、毎月、許可説明会を開催しております。		

【対象】(旧)特定労働者派遣元事業者の実務担当者等

【主催】厚生労働省 福岡労働局

【お問い合わせ先】福岡労働局需給調整事業課(〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階)
TEL 092-434-9711 FAX 092-434-9771

【申込方法】各開催日の1週間前までに裏面参加申込票をご記入の上、郵送又はFAXでお申し込みください(送付状等不要)。

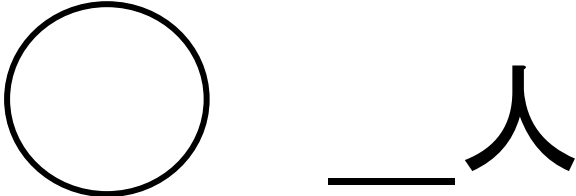
なお、先着順とさせていただきますので、お早めにお申し込みください。

【ご注意】当日は必ずこの用紙をご持参ください。(申込確認のため)

なお、会場の都合上、お申し込み多数の場合、参加希望人数、会場等を当課で調整させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

福岡労働局需給調整事業課 行
(FAX092-434-9771)

★労働者派遣事業に係る許可説明会 参加申込票★

(ふりがな) 事業所名称及び届出番号		届出番号：特 40- _____	
		(ご担当： _____ 様)	
所在地 (〒 _____)			
TEL _____		FAX _____	
参加希望会場日時 番号と参加人数を記入してください 例：北九州地区9月4日(月)①13:30~15:00に1 名希望の場合は、「①1人」とご記入ください。			


①八幡公共職業安定所
日時：9月4日(月)
13:30~



②行橋公共職業安定所
日時：9月6日(水)
13:30~



③小倉公共職業安定所
日時：9月25日(月)
13:30~



④飯塚公共職業安定所
日時：9月12日(火)
13:30~



⑤久留米公共職業安定所
日時：9月7日(木)
13:30~



⑥大牟田公共職業安定所
日時：9月20日(水)
13:30~



⑦福岡合同庁舎新館3階
日時：11月15日(水)
13:30~



⑧福岡合同庁舎本館5階
日時：9月26日(火)
13:30~



【お問い合わせ先】福岡労働局職業安定部需給調整事業課

TEL : 092-434-9711